

林野

6

2023
No.195



特集

合法伐採木材等の流通

及び利用の促進に関する法律を改正しました

令和5年 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

受賞者紹介

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰とは？

緑化推進運動の実施について、顕著な功績のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が決定し、表彰を行うものです。

令和5年は13の個人・団体が受賞されました。受賞者の方々をご紹介します。

過去の受賞者については林野庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson_ryokka/hyosyo/index.html



住田町立有住中学校（岩手県住田町）

同校は、森林・林業日本一のまちづくりを掲げる住田町において、

- 昭和57年から、学校に隣接する山林にスギを植栽し「有住中学校モデル学校林」として整備し、専門家の指導の下、生徒自身が下刈りや除伐、間伐等の作業を行ってきたこと
- 平成22年から、中学校3年間を通した森林環境教育を実施し、現場の体験活動を通じて学ぶ機会を提供し、森林・林業に対する理解醸成に貢献してきたこと

などが評価され、受賞されました。



▲ 森林の散策を通じて多面的機能を学ぶ（1年生）



▲ 学校林での間伐体験（2年生）



▲ 地元木工団地の見学（3年生）

人と森をつなぐ情報誌



6
2023
No.195

表紙の写真：国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクト（ペルー）

webアンケートにご協力をお願いします！

<https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/kouhou/202306.html>



Contents

- 03 **特集** 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を改正しました
- 08 TOPICS 01 山地災害防止キャンペーン！
- 10 TOPICS 02 第32回 森と花の祭典「みどりの感謝祭」
- 12 TOPICS 03 森林分野でのJ-クレジット制度の活用が広がっています
- 13 TOPICS 04 サザエさん一家に「森林の環応援団」を委嘱しました！
- 14 **もりまち** 森林を活かす都市の木造化 国との協定締結状況とその実績
- 16 国有林野事業の取組 「森林・林業技術視察プログラム」を活用した情報発信
- 18 TOPICS 05 ウッドデザイン賞の募集が始まりました
- 19 **みどりの大使が行く！** みどりの大使になって4カ月

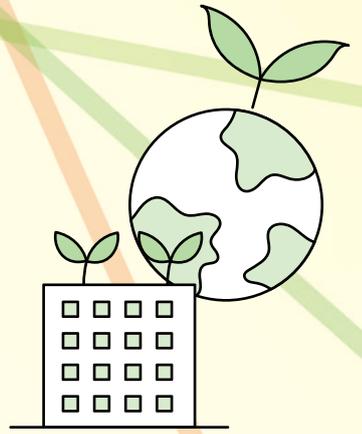


特集

合法伐採木材等の流通 及び利用の促進に関する法律 を改正しました

～違法伐採対策の取組を更に強化します～

令和5年4月26日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法）」の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正では、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、川上・水際の木材関連事業者に対し、譲受け等をする木材等について、合法性の確認等を義務付ける等の措置を創設しました。本稿では、クリーンウッド法のこれまでの経緯を振り返りつつ、改正内容を紹介します。



はじめに

違法伐採及び違法伐採木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を書するおそれがあります。

平成17年のグリーンイグレスサミット等において違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法の制定が進められました。我が国においても、平成18年から、政府調達において合法性が確認された木材の調達が行われることとなりました。その後、平成28年の伊勢志摩サミットに向けて更なる対応を発信すべく、政府調達に限らず合法性が確認された木材の利用を促進するための議論が活発に行われ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が平成28年に議員立法として成立し、翌29年5月に施行されました。



クリーンウッド法の附則において「政府は、施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずること」とされていることから、共管省庁である農林水産省・経済産業省・国土交通省は、施行状況の把握・分析を行うとともに、後述の学

術経験者や業界関係者を委員とする検討会などを通じて関係者との議論・調整等を重ね、令和4年12月に見直しの方向をとりまとめました。

この見直しの方向を踏まえ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が、4月26日に成立し、5月8日に公布されました。なお、施行期日については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されており、今後定める予定です。

現行クリーンウッド法の概要

現行のクリーンウッド法は、事業者に対し、木材等を利用するに当たっては、「合法伐採木材等」を利用するよう努めなければならないとの努力義務を課しています。

具体的には、木材関連事業者の「取り組むべき措置」として、

① 取り扱う木材等に対し、合法性の確認（デュー・デリジェンス、DD）等を行うこと（具体的には、木材等の譲受け先から伐採届等入手し、必要に応じてそれ以外の合法性に関する情報等を踏まえながら、取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認をする。）

② 当該木材等を譲り渡すときには合法性の確認の結果（合法性が確認できたか否かの別）を譲渡し先に伝達すること

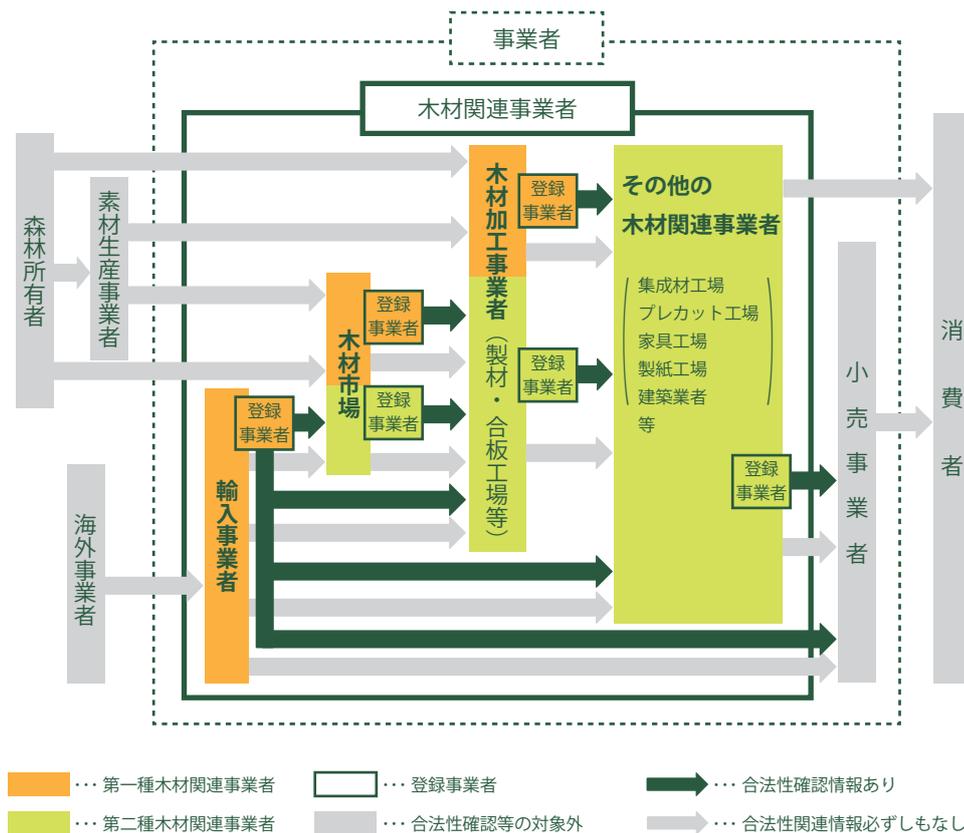
等を求めています。

こうした「取り組むべき措置」を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、第三者機関である登録実施機関の登録を受けることができ、「登録木材関連事業者」の名称を使用することができることとしています。

なお、「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、販売をする



(参考1) 現行法のクリーンウッド法対象事業者



事業者（ただし、小売事業者は除く。）及び建築等木材を利用する事業者をい、国内市場における流通の最も川上・水際にいる者を「第一種木材関連事業者」、それ以外を「第二種木材関連事業者」と分類しています（参考1）。また、「木材等」は、木材だけでは

なく家具・紙等の木材製品を含みます。林野庁においては、木材関連事業者による合法性の確認を促進するため、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

クリーンウッド法の施行状況

を開設し、クリーンウッド法の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供してきました。また、関係団体の協力を得て、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等の開催に加え、消費者を含めた普及啓発の取組を実施してきました。これらの甲斐もあり、令和3年に実施したアンケート調査によると、木材関連事業者の約9割がクリーンウッド法を認知しており、約7割が「木材等」を販売する際に合法性を担保することが重要」と回答しています。

一方、第一種木材関連事業者に対するアンケート調査によると、取り扱う木材の全量について合法性を確認できたとする者が約6割にとどまるとともに、その確認方法については伐採届等の行政書類を用いるものから独自の方法まで多様となっています。

また、登録木材関連事業者（第一種）により合法性が確認された木材の量の木材総需要量に対する割合は27%（平成30年度）から44%（令和3年度）に上昇しており、登録木材関連事業者の取り扱う木材のうち合法性が確認された木材の割合は、第一種で96%、第二種で92%（令和3年度）と、積極的に合法伐採木材を取り扱う傾向がみられます。一方、登録木材関連事業者の登録件数は、補助事業における加点点等の優遇措置を講じたこともあり、増加傾向にあります。令和5年3月末現在で未だ609件と一部の事業者にとどまっており、近年その伸びは鈍化しています。



クリーンウッド・ナビ
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>



違法伐採対策に関する各国の動向

国際的な状況を見ると、深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、近年のG7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等において、違法伐採も話題となっています。

各国においても、違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動きが見られ、我が国としてもより積極的に違

法伐採対策を講ずる必要性が高まっています（参考2）。

本年4月のG7気候・エネルギー環境大臣会合でも、その成果文書において、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする旨、とりまとめられたところであり、G7サミットの成果文書でも持続可能な木材利用の重要性が共有されました。

（参考2）主要国の違法伐採対策

EU	<ul style="list-style-type: none"> EU市場における最初の木材の取扱者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	<ul style="list-style-type: none"> 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者を対象 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
NZ	<ul style="list-style-type: none"> これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

「クリーンウッド法の5年後見直しの方向」のとりまとめ

林野庁では、学識経験者や業界の関係者に委員として参加いただいた検討会が令和4年4月に整理した「中間とりまとめ」（詳細は本誌令和4年4月号特集をご覧ください。）を基に、制度の共管省庁である経済産業省及び国土交通省と連携し、関係者の意見等も聴きつつ、検討・調整を進め、同年12月に、「クリーンウッド法の5年後見直しの方向」をとりまとめ、公表しました。その概要は、次のとおりです。

- 違法伐採の根絶は世界の潮流であり、令和5年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界にしていく。
- 一方、我が国の木材自給率が50%に満たず、また、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等が全体の40%といった状況を踏まえ、木材等の安定供給に支障をきたすことのないようにする必要があるため、ロードマップを策定し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策の強化に取り組む。
- このため、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等（デュー・デ

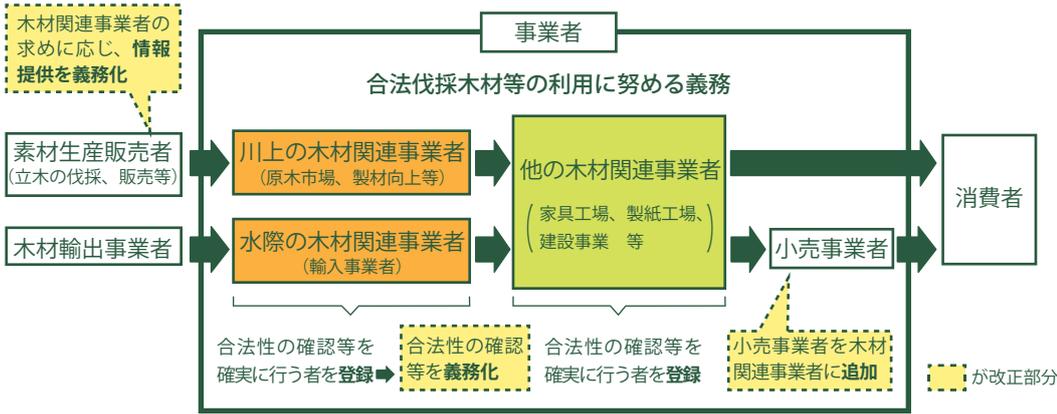


- リジェンス）に確実に取り組むよう義務付けるとともに、違法伐採木材は取り扱わないことを明確にすること等とし、必要な法律改正案を令和5年の通常国会に提出する。
 - 改正法は一定の周知期間を設けた上で施行し、施行後3年を用途に、木材関連事業者による合法性確認等の実施状況及び合法伐採木材等の流通等の状況を踏まえ、検証する。
- これらのほか、見直しの方向では、木材関連事業者の合法性確認、合法伐採木材の安定供給、事業者の負担軽減、消費者等の理解の醸成及び事業者のメリット、政府による実施状況の把握といった観点を含めとりまとめを行っています。

クリーンウッド法改正の概要

この「クリーンウッド法の5年後見直しの方角」も踏まえ、クリーンウッド法の改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです（参考3）。

(参考3) 法改正の主な内容



- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、合法性の確認等、記録の作成・保存及び情報の伝達をしなければならない。
- 木材関連事業者による合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報等の情報を提供しなければならない。
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加する。
- ①及び②に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置する。
- 木材関連事業者が①のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化する。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け及び関係行政機関の長等に対する協力要請を措置する。

おわりに

- 今回のクリーンウッド法改正は、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等の義務付けを行い、違法伐採対策の取組を強化するものですが、国内の木材需要に対する木材の安定供給や、木材流通に関わる事業者負担への配慮も欠かせません。このため林野庁では、関係者の皆様と連携しながら、
- 合法性の確認の具体的な手続や方法をまとめた分かりやすいフローチャートやチェックリストの作成
 - 事業者向けの説明会や研修会の開催、相談受付体制の強化
 - 合法性の確認等に係る情報の受け渡しや記録の保存等を電子的に行える使いやすいシステム構築

といった取組を検討してまいります。また、クリーンウッド法は木材を扱う事業者の取組だけでなく、消費者を含めた木材流通に関わるすべての関係者が木材の合法性に関心を持つことで実効性が高まるため、より一層普及啓発にも取り組んでまいります。

今回の見直しにより、合法性が確認された木材が広く一般に流通し、木材を安心して利用していただくことができ、需要が更に拡大することが期待されます。木材関連事業者の皆様はもとより、森林・林業関係者、流通関係者、消費者等広く国民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



展示会でクリーンウッドをPR



山地災害防止キャンペーン！ ～忘れない山の恵みと山地災害～

我が国では、毎年約2千ヶ所以上で山地災害が発生し、人命や財産に大きな被害をもたらしています。林野庁では毎年、山地災害の起こりやすい梅雨の時期に、国民の皆さまに山地災害防止に対する理解と関心を深めていただくため、「山地災害防止キャンペーン」を実施しています。

▲ 山地災害の多い日本

日本の国土は、険しい山が続く複雑な地形をしており、川幅は狭く、急流が多い特徴があります。また、大陸プレートと海洋プレートの境界に位置しており、地震や火山活動も活発です。さらに、日本の年間降水量は約千七百ミリで、これは世界平均の約2倍とわけて雨が多く、特に梅雨期や台風期の際は局地的な集中豪雨が起こり、各地に大きな災害をもたらしています。また、雪どけ期には、河川の増水やなだれの危険も高くなります。加えて近年は、地球温暖化による影響等により局地的な集中豪雨が増加しています。

このような条件にある我が国では、山崩れや土石流、地すべりなどの危険を常に抱えており、それらの山地災害がある日突然やってきます。自らの生命と財産を守るため、日頃から防災への理解と関心を深めるとともに、災害に対する備えをしておくことが重要です。



令和4年8月3日からの大雨被害（新潟県村上市）



令和4年9月の台風第14号被害（宮崎県椎葉村）

林野庁では、5月20日（土）から6月30日（金）に「忘れない山の恵みと山地災害」を標語として掲げた「山地災害防止キャンペーン」を実施し、各都道府県・市町村と連携して、山地災害の未然防止や少しでも被害を軽減させるための活動に取り組んでいます。

▲ 主な活動内容

山地災害の未然防止等を図るため、公共施設等における啓発ポスターの掲示、地域の危険地区の周知や、小学校等での防災教室の開催、注意を促すパンフレットの配布等を行います。また、治山事業の重要性を知っていただくために、事業施工地の見学等を開催します。

山地災害に備える

忘れない山の恵みと山地災害

令和5年度 山地災害防止キャンペーン

期間 5月20日（土）～6月30日（金）

主催 林野庁／都道府県／市町村

協賛 (一社) 日本山岳治水協会

山地災害の危険信号を見逃すな!

8つの危険信号に注意して下さい。

山地災害が起こる場合、山の斜面や川の流れをよく観察してみると、多くは事前に危険信号と思われる変化がキャッチできます。特に8つの危険信号に注意して下さい。

- 1 川がにごった**
川がにごり、木の枝などが混ざりはじめた
もしかして、上流で山くずれが発生?
- 2 水位が下がった**
雨が降り続けているのに川の水位が下がった
もしかして、山くずれが川の水をせき止め、はん濫の危険が…
- 3 亀裂が走った**
山の木が傾いたり斜面に亀裂が走った
もしかして、地すべりや山くずれの前兆?
- 4 石が落ちてきた**
山の斜面から石が転がり落ちてきた
もしかして、山くずれの前兆?
- 5 わき水が止まった**
今までかかれたことのないわき水が止まった
もしかして、地下水の流れが変わり、地すべりの前兆?
- 6 わき水が増えた**
わき水の量が急に増えた
もしかして、地下水の流れが変わり、地すべりの前兆?
- 7 井戸水がにごった**
普段澄んでいる沢や井戸の水がにごった
もしかして、上流の沢の山くずれが原因?
- 8 地鳴りがする**
地鳴りの音が聞こえてきた
もしかして、山くずれ発生のサイン?

危険信号をキャッチしたら

山くずれなどのおそれがある箇所では、テレビなどの気象情報に注意しましょう。

すぐ避難!
危険を感じたり、役場等から連絡があったら早めに指定された場所へ避難しましょう!

あぶない!
災害の危険がある場所には近づかないようにして下さい!

危険!

すぐ通報!
災害が起こったら、すぐに110番か119番に通報しましょう!

ふだんから
家族や地域ぐるみで山くずれの恐れがある場所や避難場所について話し合うとともに、実際に自分の目で確認しておきましょう。



小学生への森林教室



パネル展の開催



派遣職員による被害調査



ヘリコプターによる被害状況調査

危険な場所、避難場所等を確認

さらに、保安林[※]制度の周知や保安林の巡視などの活動を通じて適切な管理に取り組みます。

山地災害による被害を防止するためには、日頃から身近にある山崩れや土石流、地すべりなどの起きやすい危険な場所や、台風や大雨の際の避難場所を知っておくことが重要です。

都道府県などでは、山地災害が発生するおそれがある場所を「山地災害危険地区」として把握するとともに、日頃から治山施設の点検等の山地防災・パトロールを実施しています。これらの情報を、避難場所などの防災情報とともにウェブサイトや防災マップに掲載していますので、地域の皆さんの防災活動や避難に役立てていただきたいと思います。

「山地災害防止キャンペーン」では、これらの情報をより多くの方に伝えていくとともに、災害発生時の警戒避難体制を整備します。

注：保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

第32回森と花の祭典 「みどりの感謝祭」

感じよう みどりの恵みと木のぬくもり

みどりの感謝祭式典

毎年、木々や草花の新緑が鮮やかな4月15日から5月14日までは、みどりについての関心と理解を深める「みどりの月間」です。森と花の祭典「みどりの感謝祭」は、みどりの月間に実施される全国各地の緑化行事の締めくくりとして開催しています。

今年5月13日(土)に、感謝祭の名譽総裁に御就任された佳子内親王殿下の御臨席のもと、衆参両院議長、勝俣農林水産副大臣、そのほか関係者の約230名の方々に御出席いただき、東京都千代田区のイイノホールにて式典を開催しました。

佳子内親王殿下からは、「かけがえない『みどり』を、将来へ着実に引き継いでいくことが大切であり、そのためには私たち一人ひとりが『みどり』への理解を深めることが第一歩」とのおことばを賜りました。

続いて、みどりや森林に関して顕著な功績のあった方に贈られる「みどりの文化賞」の顕彰、地域の環境美化や緑化活動に取り組む緑の少年団等への苗木と花の特別贈呈、山火事予防ポスター用原画受賞者の表彰を行いました。

式典の最後には、令和6年春に全国植樹祭が開催される岡山県を代表し、同県美咲町で活動している大井和みどりの少年隊から、誓いの言葉が述べられました。



佳子内親王殿下の御臨席のもと開催された式典



佳子内親王殿下



苗木と花の特別贈呈



大井和みどりの少年隊による誓いの言葉



併催行事

式典に先立って、佳子内親王殿下から各受賞者等へのお声かけが、4年ぶりに行われました。内親王殿下は受賞者等に、「これからも楽しく活動を頑張ってください」などとお言葉をかけられました。

お声かけが行われました

4月15日(土)から5月14日(日)のみどりの月間限定で式典の併催行事Webサイトを開設し、みどりに関するイベントや情報発信を行いました。

Webサイトでは、森林や木材利用に関係する内容を考えて応募する「サザエさん一家の“もりのわ”話 吹き出しコンテスト」や、メタバース(仮想空間)を活用した森林教室を開催したほか、全国の緑化関係イベントの紹介や閲覧者が訪れたいくなるようなグリーンスポットの紹介等を行いました。

長谷川町子美術館 × 林野庁
サザエさん一家の“もりのわ”話

吹き出しコンテスト

人気漫画「サザエさん」の4コマ漫画の吹き出しに森林や木材などをテーマにしたストーリーを考えてセリフを入れよう!

2023.5.31(水) 18時締切!
詳細は裏ページ

林野庁

【初編集】森林の仕事ガイドス行ってみた!

【完全保存版】母の日・母の付きカーネーション完全攻略マニ...

【癒し×日本美しの森】くまもと自然休養林 養林(菊池水源地区)...

【癒し×日本美しの森】仁別自然休養林 養林 Japan's...

【癒し×日本美しの森】大和三山風景林 Japan's F...

【癒し×日本美しの森】樽池湿原風景探勝林 Japan's...

るるぶ×みどりの感謝祭

るるぶのおすすめする全国のグリーンスポットを紹介します。

Instagram Facebook

カテゴリー

- 緑陰
- 散策
- 桜の名所
- 森林・樹木
- 紅葉の名所
- 花の名所
- 野鳥や生き物

【三重県】土丹竹林	【三重県】松阪市森林公園
【佐賀県】虹の松原	【兵庫県】兵庫県立コウノトリの郷公園
【兵庫県】淡路島国営明石海峡公園	【兵庫県】豊野公園
【北海道】円山公園	【北海道】外国樹種見本林
【北海道】松前公園	【北海道】道立自然公園野幌森林公園
【千葉県】千葉県立内浦山自然の森	【千葉県】千葉県立緑山野の森
【千葉県】成田山公園	【千葉県】昭和の森

1 2 3 次へ

みどりの感謝祭・るるぶ×緑の感謝祭

03 森林分野での J-クレジット制度の活用が広がっています

J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や森林経営などの取組（プロジェクト）による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。林業経営者にとっては、認証されたクレジットを販売することで新たな収入源を得ることができるほか、排出事業者にとっては、「グリーントランスフォーメーション（GX）」の実現に向けた取組の加速化が求められるため、売り手・買い手ともに、同制度への関心が高まっています。

森林由来クレジットの現状

森林プロジェクトの場合、間伐等の施業や保護のための活動を行った森林のCO₂吸収量についてクレジット認証を受けることができます。森林由来クレジットの認証量は拡大傾向にあり、2022年度は初めて5万トンを上回りました。近年は、登録時の認証見込量が1件あたり10万トン以上の大規模プロジェクトも増加しており、今後はさらなる認証量の増大が期待されます。

制度の普及に向けて

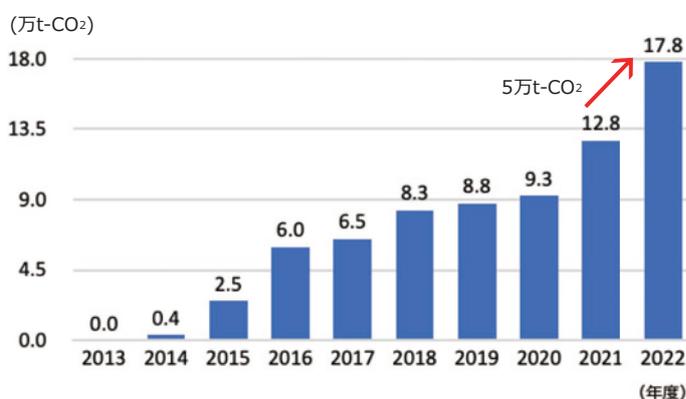
森林・林業関係者がJ-クレジットへ参加するために、登録時の要件やクレジット認証時の手続きの複雑さなどが課題となっていました。このため、2021～2022年にかけて、モニタリング手続きの簡素化や、主伐・再造林を計画する場合にもプロジェクト登録を行いやすくする制度見直し等を行いました。

また、林野庁では今年3月に、クレジット創出・活用に関心がある方に向けたセミナーを開催するとともに、手続きや活用のポイントをまとめたハンドブックを作成・公表しました。セミナーの資料やハンドブックは、林野庁ホームページから御覧いただけますので、ぜひ、これらの資料を参考にして、クレジットの創出・活用を積極的にご検討ください。

林野庁 HP

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/J-credit.html

森林経営活動クレジット認証量の推移
(2023年3月末までの累計)



森林由来J-クレジット 創出者向けハンドブック

Ver.1.0 (2023.3.31)

- 森林管理プロジェクトに参加するには？
- 方法論FO-001森林経営活動とは？
- 吸収量の算定とモニタリングにはどんな方法がある？
- クレジットの販売と活用のヒントが知りたい

林野庁

04 サザエさん一家に「森林の環^もり^わの応援団」を委嘱しました！

サザエさん が森林の環^もり^わの応援団に！

林野庁は、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の意義について、多くの国民の皆さまに理解を深めていただく活動を行っています。その一環として、漫画「サザエさん」の著作権を有する長谷川町子美術館と協力体制を構築し、4月13日に、野村農林水産大臣がサザエさん一家に「森林の環^もり^わの応援団」を委嘱しました。

委嘱状を受け取ったサザエさんは、「大変光栄です。家族みんなで頑張ります」との決意を述べられました。今後、サザエさん一家の協力を得つつ、森林資源の循環利用に関する一層の情報発信に取り組んでまいります。



詳細は、下記のURLをご覧ください。

林野庁 HP https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kouhou/230413_4.html



緊急対談

農林水産省×フグ田サザエ氏

農林水産省公式YouTube【BUZZ MAFF】では、サザエさんとの対談動画も公開中です。森林資源の循環や森林が果たす役割について、サザエさんが分かりやすく解説してくれていますので、ぜひご覧ください。

動画はこちらから

公式 YouTube <https://www.youtube.com/watch?v=B7oOLcYEz5s&list=PLVc03uX0lwZvjutoLyrd7Nldgdo3yZrnu&index=3>





森林を活かす
都市の木造化

「建築物木材利用促進協定」制度ってなに？

国との協定締結状況とその実績

1 はじめに

令和3年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称「都市の木造化推進法」）では、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。今回は、国と協定を締結した事例と実績等について、御紹介します。

2 国との協定締結の実績

本協定制度に基づき締結された協定は、6月5日現在で14件となっています。国との協定では、協定に基づき取り組む「建築物への木材利用」や、「木材利用促進構想」の対象区域が県境をまたいだ広域となっているため、協定相手先は、全国に下部組織を有する団体や、全国各地で建築や設計を行う大企業が中心となっています。

建築物木材利用促進協定の締結実績（国の協定）

協定締結者		協定締結日
事業者等	国	
公益社団法人 日本建築士会連合会	国土交通省	令和3年11月20日
一般社団法人 全国木材組合連合会	農林水産省	令和4年3月9日
全国建設労働組合総連合	農林水産省 国土交通省	令和4年3月9日
野村不動産ホールディングス株式会社、ウイング株式会社	農林水産省	令和4年3月9日
株式会社アクト	農林水産省	令和4年3月9日
一般社団法人JBN・全国工務店協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
一般社団法人日本木造耐火建築協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
株式会社竹中工務店	農林水産省	令和4年6月10日
(株)大林組 (株)内外テクノス 大林新星和不動産(株)	農林水産省 経済産業省 環境省	令和5年2月3日
日本マクドナルド株式会社	農林水産省	令和5年2月10日
ナイスグループ	農林水産省	令和5年5月9日
株式会社良品計画 株式会社MUJI HOUSE	農林水産省	令和5年5月31日
日本木材防腐工業組合	農林水産省	令和5年6月1日
一般社団法人日本ウッドデザイン協会	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	令和5年6月5日



日本マクドナルド株式会社 × 国（農林水産省）

マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた建築物木材利用促進協定

締結日 令和5年2月10日 期間 令和8年3月末まで 対象 全国

締結日 …協定締結日 期間 …協定締結日からの有効期間 対象 …対象区域

また、これまでの協定相手先の業種は、森林・林業、木材産業関連の団体や事業者、建設関連の団体や事業者が中心となっていました。最近では、SDGsや2050年カーボンニュートラルへの貢献など、環境意識が高い小売業界関係の企業からの協定締結の御相談も増えており、本年2月には、小売業界では初めて、日本マクドナルド株式会社と協定を締結しました。

トラルへの貢献など、環境意識が高い小売業界関係の企業からの協定締結の御相談も増えており、本年2月には、小売業界では初めて、日本マクドナルド株式会社と協定を締結しました。

日本マクドナルドとの協定では、今後建設予定の店舗等において、一定量以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計5,550㎡の地域材を利用することを旨とするなど、木材

利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する等を含んでいます。子供から大人まで幅広い層の方々に親しまれている企業が、木材利用を目標に掲げて、今後、木造の店舗等を建設いただけることは、それ自体大きな効果が期待できるほか、店舗を利用する多くの方々に、木の良さを実感いただける機会を増やすことにつながるほか、他の企業への波及効果なども期待できるので、木材利用の裾野を広げることになるものと期待しています。

3 国との協定の効果

協定の締結が広がる中、締結した企業等に御協力いただき、協定に基づく建築物への木材利用や活動の実績等について、調査を行っています。

調査の結果、国との協定やそれに基づく積極的な建築物の木造化の取組がきっかけとなり、県と関連の地方組織との間で新たな協定の締結に発展した事例など、締結企業等による積極的な取組が報告されています。

(注：令和4年12月末時点までの実績)

■ **新たな協定の締結に波及した事例**
(公社) 日本建築士会連合会と国土交通省との協定がきっかけとなり、埼玉県、岡山県、愛知県、高知県の地方建築士会がそれぞれの県と協定を締結しました。

(一社) JBN・全国工務店協会と農林水産省・国土交通省との協定がきっかけとなり、神奈川県の関係団体が県と協定を締結したほか、地方組織が10都県へ働きかけを行っています。

■ 積極的な木材利用の実績

建築主である野村不動産ホールディングス(株)と木材供給事業者であるウイング(株)は、建設予定の建築物への地域材の活用を段階的に進め、協定期間内で地域材を1万³m³利用する目標を設定しました。調査時点で、162棟の建築物に、国産材818³m³を利用しました。

(株)竹中工務店は、建築主やまち・地域の付加価値向上に資する木造建築物を推進し、調査時点で、5棟の建築物に2,240³m³の木材(うち国産材は2,065³m³)を利用しました。

4 次回のお知らせ

次回以降は、国との協定を締結している企業等から、協定に基づく取組等について御紹介いただきます。



野村不動産ホールディングス株式会社
× ウイング株式会社 × 農林水産省
地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

締結日 令和4年3月9日 期間 令和9年3月末まで 対象 全国



一般社団法人岡山県建築士会 × 岡山県
木造建築物の設計・施工に関する人材育成等に関する木材利用促進協定

締結日 令和4年5月13日 期間 令和7年3月末まで 対象 岡山県



株式会社竹中工務店 × 国(農林水産省)
中高層木造建築物等の推進による木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

締結日 令和4年6月10日 期間 令和9年3月末まで 対象 全国



一般社団法人神奈川県木造住宅協会
× 神奈川県森林組合連合会 × 神奈川県
木材の安定供給及び地域活性化に関する木材利用促進協定

締結日 令和4年11月4日 期間 令和5年3月末まで
対象 神奈川県及び加盟工務店が施工する建築現場



「森林・林業技術視察プログラム」

を活用した情報発信

近畿中国森林管理局 森林技術・支援センター

はじめに

当センターでは、これまで列状間伐、コンテナ苗植栽、早生樹（センタン、コウヨウザン）、天然更新や、里山広葉樹資源の有効活用に関する試験地での実証試験のほか、ドローン、地上レーザ計測などICT機器活用による森林資源の効率的な森林管理など様々な技術の確立に取り組んできました。これらの成果を地域の森林・林業関係者の方々と効果的に共有、情報発信するため、当センターでは、地域の関係者の方々の視察を積極的に受け入れており、視察のためのメニューやコース等を企画した「森林・林業技術視察プログラム（以下「プログラム」という）」を作成しています。

技術視察プログラム

このプログラムには、コンテナ苗、早生樹、列状間伐、スマート林業など11のメニューがあり、メニューごとに視察ポイントや所要時間などを記載しており、関心と時間に合ったメニューを組み合わせて、効率的に参加していただけるようにしています。また、当センターで複数のメニューを組み合わせ、視察時間が半日または全日の「森林施業コース」、「低コスト育林コース」、「バラエティコース」など4つのお勧めコースを準備し、森林・林業の初心者の方でも気軽に参加いただける工夫をしています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、このプログラムに基づき、民有林の森林・林業関係者などに現地視察を計10回開催し、延べ130名以上の方々にご参加

センター概要

所在地 岡山県新見市高尾786-1

近畿中国森林管理局区域面積 7,342,404 ha
うち森林面積 5,092,787ha うち国有林面積 310,986ha

関係自治体 14府県

[石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県]

森林技術・支援センターでは、岡山県北西部に位置する新見市内の国有林を中心に試験地を設定し、効率的な森林整備や低コスト造林に向けた調査研究・技術開発を進めています。研究成果については、広く民有林への普及に努めており、林業大学校等への講師派遣や実習受け入れのほか、民有林の人材育成等への支援を行なっています。



森林・林業技術視察プログラムの概要

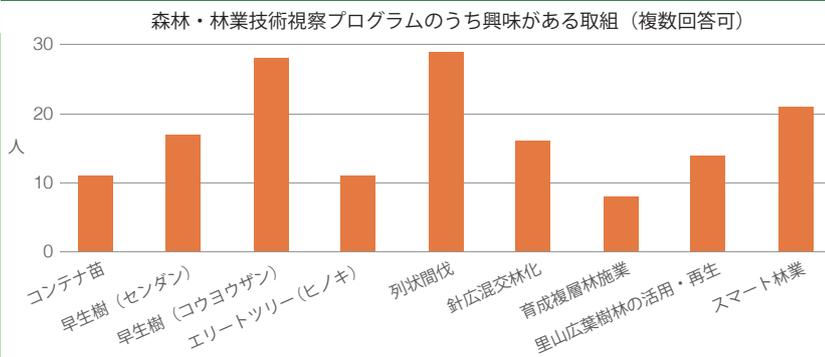
項目	メニュー	視察ポイント	視察時間
植栽	コンテナ苗	○コンテナ苗の成育状況、植栽時期別の成育状況 ○下刈り省略林分での成育状況・無下刈り区の成育状況	40分
	早生樹（センダン）	○瀬戸内式気候での早生樹センダンの成育状況 ○施肥の有無による成長の相違	30分
	早生樹（コウヨウザン）	○コウヨウザンの成育状況、スギとの成長比較 ○ノウサギ被害の状況や被害対策、萌芽による再生状況	30分
	エリートツリー（ヒノキ）	○エリートツリーの初期成長 ○コンテナ苗植栽時期による成長の相違	30分
間伐	列状間伐	○初めての列状間伐から30年経過した林分の状況 ○無間伐林分等との比較	60分
針広混交林化 複層林施業	針広混交林化 （列状間伐の実施）	○列状間伐実施後の高木性広葉樹の状況、3伐6残の幅広の列状間伐の状況	60分
	針広混交林化 （天然広葉樹の活用）	○天然広葉樹の活用によるヒノキ植栽本数の低減 ○地拵え、下刈り等の省力	30分
	育成複層林施業	○下木の成育状況 ○上木伐採に伴う下木の損傷状況	30分
その他	里山広葉樹林の 活用・再生	○里山林の整備・活用手法 ○天然更新（天然下種更新、萌芽更新）の状況	60分
	スマート林業	○地上レーザースキャナによる高精度な森林情報の収集 ○ドローンで撮影した写真を用いた林分解析	60分
	ノウサギN型誘引捕獲農	○ノウサギN型誘引捕獲農の仕組み、設置方法	15分



いただきました。参加者の方々にはアンケートに回答していただき、我々職員への取組に対する評価等をいただきながら、プログラムのさらなる充実に取り組んでいます。

アンケート調査の一例を紹介します。プログラムのうち興味がある取組については、早生樹（コウヨウザン）、列状間伐、スマート林業に関心を示される方が多く、国有林に求められて

現地視察参加者アンケート結果（抜粋）



高校生の視察（スマート林業）

いるニーズが把握できました。また、現地研修の理解度については、「理解できた」、「概ね理解できた」と回答していたいただいた方が約8割となり、我々職員の説明の理解度も確認することができました。このほか、9割以上の方々から次回もこのような現地視察に「参加したい」との回答があり、このプログラムに対する関心の高さも伺えました。

令和5年度のプログラムの実施に当たっては、このような貴重なご意見を参考に、新たな視察メニューの追加や出張講座の実施などプログラムのさらなる充実に努めてまいります。



市町村職員等の視察（ノウサギN型誘引捕獲農）

おわりに

当センターでは引き続き、このプログラムを活用しながら、民有林の森林・林業関係者の方々の技術的支援を積極的に行ってまいりますので、現地視察等のご要望がございましたら、お問い合わせください。皆様のお越しをお待ちしています。

森林・林業技術視察プログラムに関する情報はこちら

https://www.rinya.naff.go.jp/kinki/g_center/shisatsu_program.html



ウッドデザイン賞の募集が始まりました

「ウッドデザイン賞」は、木の良さや価値を再発見できる製品や取組について、特に優れたものを評価し、表彰する制度です。「木のある豊かな暮らし」が広がり、日々の生活や社会が彩られ、木材利用が進むことを目的に行っており、今年で9年目を迎えます。

「ライフスタイルデザイン部門」、「ハートフルデザイン部門」、「ソーシャルデザイン部門」の3つの部門があり、特に優れた作品には、最優秀賞、優秀賞などが授与されます。2022年は、330点の応募があり188点が入賞しました。

応募期間は、7月31日（月）までとなっています。新しい「木づかい」や「ウッド・チェンジ」につながる木製品、取組、建築物等について、皆さまからのご応募をお待ちしています！

応募はこちらから！



ウッドデザイン賞公式 HP：<https://www.wooddesign.jp>

応募方法：公式HPの専用フォームよりエントリーしてください。

応募期間：6月20日（火）10:00～7月31日（月）18:00

審査費用等：一次審査（書類審査）は無料です。一次審査を通過した作品が二次審査（現物等審査）を受けるにはエントリー料が必要です。また、現物の送付等の経費は応募者負担となります。

同時募集！

あなたのオススメ ウッドデザイン

ウッドデザイン賞2023では、自らの応募だけでなく、皆様が「こんな作品はウッドデザイン賞にふさわしいのではないか」と考える、木製品、取組、建築物などをご紹介いただき、エントリーにつなげる取組を行っています。専用フォームよりぜひご紹介ください！

7月31日（月）まで！

▲ ウッドデザイン賞2022最優秀賞（大臣賞）



農林水産大臣賞

MOKUWELL HOUSE

MEC Industry 株式会社（鹿児島県）



経済産業大臣賞

ワーカーのウェルビーイングな働き方をサポートするビッグテーブル「シルタ」

株式会社イトーキ（東京都）



国土交通大臣賞

HULIC & New GINZA8

株式会社竹中工務店（東京都）、
ヒューリック株式会社（東京都） 他



環境大臣賞

SANU 2nd Home

株式会社 Sanu（東京都）、
株式会社 ADX（福島県） 他

▲ ウッドデザイン賞2022優秀賞（林野庁長官賞）



Do it yourself 家具キット

株式会社維鶴木工（奈良県）



木製自転車スポーツタイプ TR-S 型 E-Thru タイプ

カネモク工業株式会社（東京都）



森への入り口をお届けします～森デリバリー～

株式会社東京チェンソーズ（東京都）

その他の上位賞受賞作品及び過去のウッドデザイン賞受賞作品は、公式ホームページからご覧いただけます。
特別賞以上の受賞作品は11月上旬に発表され、エコプロ2023にて表彰・展示の予定です。（令和5年12月6日～8日 会場：東京ビッグサイト）

問い合わせ先

（一社）日本ウッドデザイン協会 <https://www.jwda.or.jp/>



HP▶

Facebook▶



みどりの大使 が行く!



2023ミス日本みどりの大使

かみむら
上村 さや香

みどりの大使になって4カ月

皆さまこんにちは♪2023ミス日本「みどりの大使」上村さや香です。任期が始まり、約4ヶ月！その間、たすきをつけた数は約70回！さまざまなお立場の林業関係者の皆さまにお会いしました。その度に、林業、みどりに携わるすべての皆さまへの尊敬と感謝の想いが増しています。最近は日常生活でふと気がつく、みどりのことを考えている自分があります。カフェにある素敵な木目のテーブルや炭火焼肉の木炭、木製で出来たレールのおもちゃなど、「これはどこ産の木材だろう」とそんな目線で見えるようになりました。

新たな相棒、能登ヒバギター

石川県木材産業振興協会様より石川県の県木「能登ヒバ」の公認アンバサ

ダーを拝命しました。そしてその証として、能登ヒバでできた国産材ギターを受け取りました。「皆さんに日本の緑の素晴らしさ、循環の大切さを伝えたい！」という私の想いを一緒に届けることができる最強の相棒です。



任命式の後はアテ（能登ヒバ）の林業視察のため、能登森林組合に行き、伐採作業を見学しました。100年を超える樹齢を持つ能登ヒバの樹木の歴史が終わり、これから木材として始まる新たな歴史の瞬間に立ち会えて、とても感動しました。全ての林業関係者の皆様に尊敬と感謝を込めて作った新曲「森で愛ましよう」のサビの部分「行ってきます！新しいスタート」とはまさにこの伐採の瞬間を描いています。その後、鳳至木材さんから能登ヒバの特徴を学びました。強い殺菌・防腐効果があり、風や水に強い特性を活かし、金沢城など社寺用材としても多く使用されているそうです。能登木材総合センターさんでは能登中の木材がここに集まり、月2回たくさんの方が集まり買い付けにくる木材市場のお話を伺いました。

石川での県民みどりの祭典

翌日は、石川県森林公園にて開催された第37回県民みどりの祭典に出席しました。40年前に昭和天皇陛下がお手植えされたアテ（能登ヒバ）の前で能登ヒバギターを弾き、心を込めて新曲を歌わせていただきました。

石川県で出会ってくださった皆さん本当にありがとうございました。最強の相方、能登ヒバギターと共に日本全国に国産木材を利用する素晴らしさを伝えてまいります！

そして、石川能登地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。皆様のご無事と、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

森林を活かすしくみ

林野庁
総務省

“森林環境譲与税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

令和元年度スタート

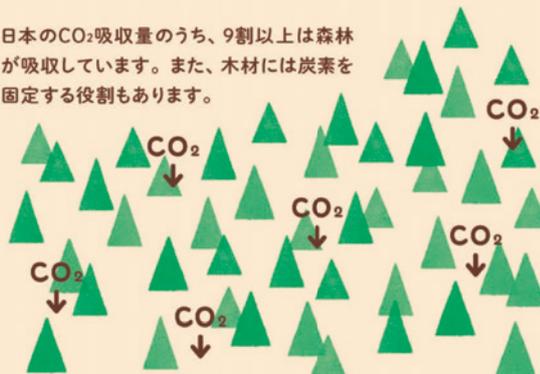


令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

令和6年度スタート



日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する役割もあります。



温室効果ガス削減に。



森林の代表的な機能

環境保全や防災、水の浄化など、森林はさまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。

